

<資料編>

資料 2-2 主催講演

「公的統計の品質確保・向上の取組状況と方向性」
**(総務省政策統括官(統計制度担当)付統計品質管理
推進室 参事官 辻寛起)**

公的統計の品質確保・向上の取組状況と方向性

令和5年12月8日
総務省統計品質管理推進室参事官
辻 寛起

1

公的統計の品質とは？

公的統計の品質とは、

- ① 社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」にとどまらず、
- ② 利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、
- ③ 作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」、
- ④ 必要な情報が容易に入手・利用できるように提供され、統計の作成方法等に関する情報が公表される「解釈可能性・明確性」

など、様々な要素から構成されるもの。

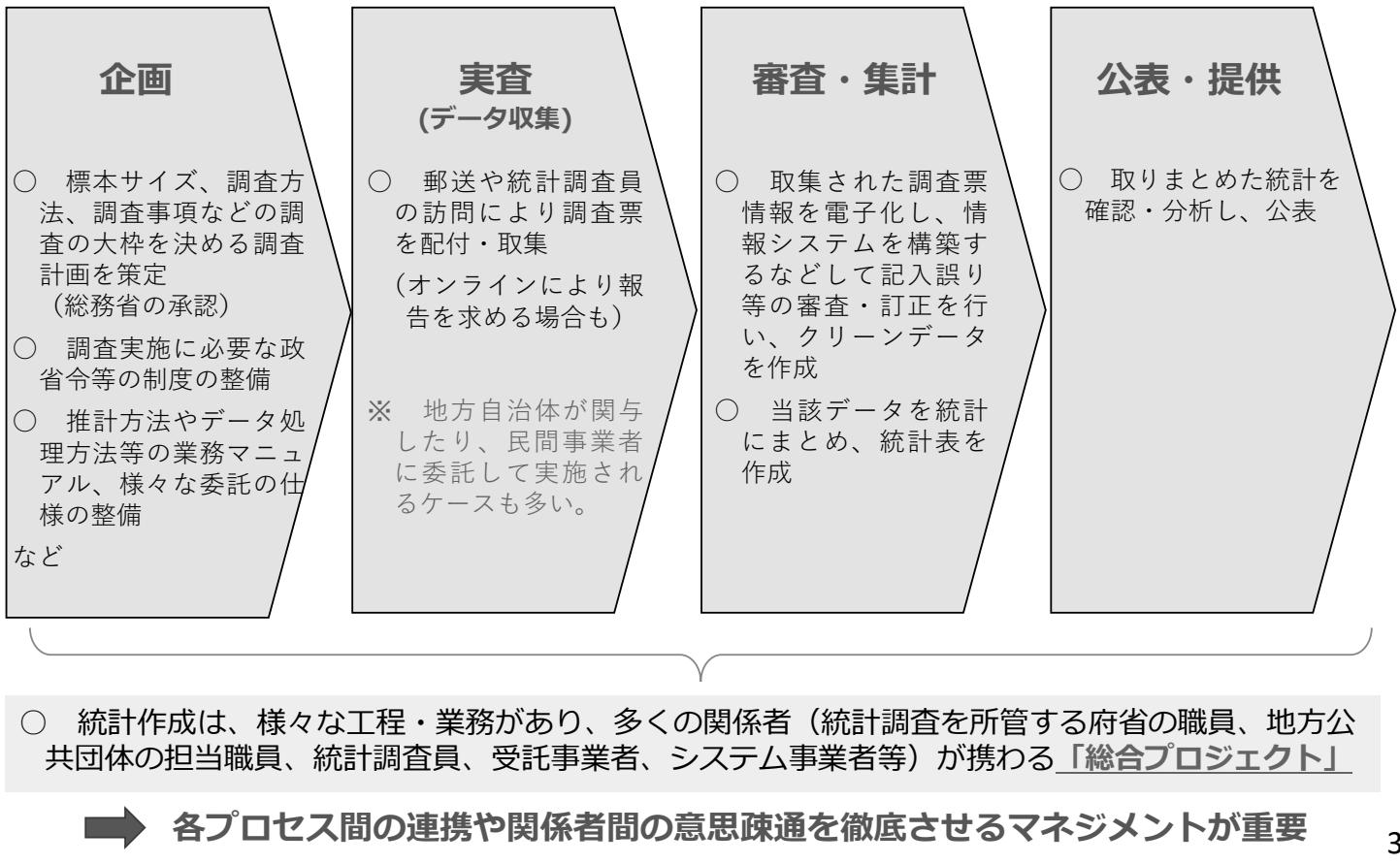
※ PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（令和5年7月28日改定）

- 公的統計が社会の情報基盤としての役割を果たす上で、ユーザー等にとって、信頼できる有用性の高い統計が継続的に提供されていることが不可欠
- 統計の品質向上は、統計調査等を通じて情報をいただいた国民に対する責務

→ 公的統計の品質向上に向けて不断に取り組む必要

2

一般的な統計作成プロセス



3

品質はプロセスで作り込む

公的統計の特性

- ✓ 統計作成には多くのプロセスがあり、多くの主体が関わっている。
- ✓ 統計データそのものの「正しさ」は検証できない（真の値は神のみぞ知る）。

公的統計の品質はプロセスで作り込む

事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。

※ 公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日統計委員会建議）

総合的品質管理（TQM : Total Quality Management）の考え方沿って、統計の品質確保・PDCAサイクルの確立に向けた取組を推進

4

これまでの品質保証・プロセス保証の取組

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2009年3月閣議決定。第Ⅰ期基本計画）に基づく取組み

利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価（プロダクト評価）・改善を通じた、有用性及び信頼性の確保向上を目指す「品質保証活動」を推進するため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（品質保証ガイドライン）を策定し、2011年4月から本格運用を開始

統計の品質（プロダクト）評価

※ 提供された財・サービスについて、ニーズに対する適合性を継続的に評価・把握し、所要の改善対策を講じる活動

- 統計の品質表示【品質の説明】 ←「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（2006年）の取組の深化
- 統計の品質（自己）評価

取組の充実

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2014年3月閣議決定。第Ⅱ期基本計画）に基づく取組み

日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」を踏まえて、品質保証ガイドラインに、「統計調査の実施過程の質評価」（プロセス評価）に関する取組み（自己評価）を追加し、2016年4月から本格運用を開始

統計の品質（プロセス）評価

※ ニーズを把握し、それに適合した財・サービスを効率的に提供できるプロセスを確立する活動

5

（参考）公的統計の品質要素及び定義

【公的統計の品質要素及び定義】※「P D C Aサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」別紙1より抜粋

要素	定義
主要要素	ニーズ適合性 社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定
	正確性 社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。
	適時性 作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。
	解釈可能性・明確性 利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。
補足的要素	信頼性 統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。
	整合性・比較可能性 関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。
	アクセス可能性 基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。
	効率性 費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。

（注）「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日統計企画会議申合せ）は、令和5年7月に廃止され、「公的統計の品質及び定義」「公的統計の品質表示事項」については、「P D C Aサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ、令和5年7月28日改定）に承継

6

(参考)品質保証ガイドラインの「品質表示」

調査統計			調査によらない統計		
調査の概要 <事前>	調査の結果 <結果公表時>	その他 <公表前または適時>	統計の概要 <事前>	集計または推計結果 <結果公表時>	その他 <公表前または適時>
<ul style="list-style-type: none"> ◇調査の目的 ◇調査の沿革 ◇調査の根拠法令 ◇調査の対象 ◇抽出方法 ◇調査事項 ◇調査票 ◇調査の時期 ◇調査の方法 ◇その他 (公表期日前の情報 共有範囲など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説 ◇結果の概要 ◇集計・推計方法 ◇利用上の注意 (使用した統計基準、 季節調整情報、回 収率等の結果精度 に関する情報など) ◇正誤情報 ◇統計表一覧 ◇利活用事例 ◇その他 (結果の国際比較、 過去の悔過との比 較など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇公表予定 ◇Q & A ◇問い合わせ先 ◇過去情報 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇統計の目的 ◇統計の沿革 ◇統計の作成方法 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説 ◇結果の概要 ◇利用上の注意 (使用した統計基準、 季節調整情報、回 収率等の結果精度 に関する情報など) ◇正誤情報 ◇統計表一覧 ◇利活用事例 ◇その他 (結果の国際比較、 過去の結果との比 較など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇公表予定 ◇問い合わせ先 ◇過去情報 <p style="text-align: center;">など</p>

(参考)公的統計の品質表示事項

【公的統計の品質表示事項】※「P D C Aサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」別紙2より抜粋

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例	共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 調査の概要 <事前>	(1) 調査の目的	統計調査の目的を記述。	① 法第9条又は第19条の承認事項における目的 ② 基本計画における当該統計調査の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告 ④ 統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。 ⑤ 過去に統計(調査)の改変(統廃合)を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報(リンクでも可)	2 調査の結果 <結果公表時>	(1) 用語の解説	調査の結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。			(2) 結果の概要	結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 調査の根拠法令	調査実施に係る根拠法令を記述。	① 統計法に基づく基幹統計調査か一般統計調査かの別 ② 統計法以外の根拠法令(存在する場合のみ) ③ 調査対象の範囲 ④ 善告を求める個人又は法人その他の団体 ⑤ 事業所母集団データベースの使用の有無 ⑥ 重複是正措置実施の有無 ⑦ 母集団情報としての行政記録情報の使用の有無(ある場合、行政記録情報の概要)		(3) 集計・推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。	② 推計方法(抽出手集計の方法を含む。)
	(4) 調査の対象	統計調査の対象範囲及び調査対象者数を記述。			(4) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき点を記述。	① 使用した統計基準 ② 季節調整情報 ③ 結果精度率及びその計算方法等 ④ 連絡・情報間の相違に関する情報 ⑤ 他の統計と比較する場合の注意点(意義の違い等) ⑥ その他の各種表章上の注意事項
	(5) 抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。	① 抽出方法 ② 抽出率 ③ 目標精度		(5) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報
	(6) 調査事項	統計調査における調査事項を記述。	① 調査事項 ② 調査調査事項を設ける目的		(6) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧
	(7) 調査票	調査票の画像ファイル等を添付。	① 調査票の画像ファイル(見本) ② 調査票の記入のしかた		(7) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例
	(8) 調査の時期	調査期日及び具体的な調査期間を記述。	① 調査期日又は期間 ② 調査票配布・回収期間		(8) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較 ② 過去の結果との比較 ③ 委託による統計の作成等の利用可否に関する情報
	(9) 調査の方法	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。	① 調査の実施系統、実施の流れ ② 調査手法 ③ 調査の代替・補完として用いる行政記録情報 ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要(民間事業者を経由する場合のみ) ⑤ 法第15条に基づく立入検査を行う場合に對象とする事項 ⑥ 事務処理の基準(各種事務処理要領の概要等) ⑦ 秘密の保護のために講じている措置		3 公表予定 <事前>	遅くとも統計の公表予定を公表予定期日の3ヶ月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。	① 公表予定 ② 非公表としている統計の有無に関する情報 ③ 提供方法(媒体、配布場所、料金等) ④ 公表期日前の情報共有範囲(リンクでも可)
	(10) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 公表期日前の情報共有範囲 ② 統計委員会(部会を含む)における審議の概要(リンクでも可) ③ 当該統計調査の実施に関する研究会における審議の概要(リンクでも可) ④ (1)～(9)に掲げた事項の改正を行った場合は、改正の目的及び内容		4 Q & A <適時>	統計調査に関するよくある質問を記述。	① Q & A
					5 問い合わせ先 <事前>	利用者からの問い合わせを受けた連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名 ② 電話番号
					6 (過去情報) <適時>	「平成△年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報(リンクでも可)
					7 (その他) <適時>	上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各種統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標識、ポスター、パンフレット等 ② 研究論文 ③ 当該統計調査について掲載のあつた媒体の紹介 ④ 外国語による情報 ⑤ 调査票情報の保管方法(磁気媒体、電子媒体等)

注 「共通メニュー」欄等の<事前>、<結果公表時>、<適時>は、表示時期について記載したものであり、<事前>は結果公表前の表示、<結果公表時>は結果公表と同時に表示、<適時>は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

毎月勤労統計調査事案

- 每月勤労統計調査（厚生労働省）は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常時5人以上を雇用する事業所から従業者規模に応じた層化抽出を行った事業所（約33,000事業所）を対象に、従業者数や賃金等を調査する基幹統計調査である。
- 2019年1月に厚生労働省から公表された不適切事案の内容は以下のとおり。

（事案のポイント）

- ① 従業者規模が500人以上の層は悉皆調査としていたが、調査票の回収が困難な事業所が増加したため、2004年から東京都の当該層について、抽出調査に変更。その際、母集団復元を行うため抽出率の逆数を乗じるプログラムを修正せず、元の設定のまま集計していたため、それ以降の結果に偏りが生じた。
- ② 上記標本設計の変更は、統計法に基づく調査計画の変更に該当することから、総務省に変更申請の手続きを行うべきものであったが、この手続きを行っていなかった。
- ③ 2018年に同統計調査の標本設計にローテーションサンプリングの手法を導入した。その際、①の東京都の層の標本に抽出率の逆数を乗じるプログラムに修正した。この修正により、時系列に説明困難な変動が生じたが、対外的に、推計方法を適正な状態に修正した事実は公表されなかった。
- ④ 集計に用いた行政記録情報等の情報の保存が一部行われていなかったため、前記①の変更に伴う影響を遡及計算することが困難となった。

9

統計の品質確保の取組（その1）

- ◆ 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月30日統計委員会建議）
- ◆ 「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」
(令和元年12月24日統計改革推進会議 統計行政新生部会)

→ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において、統計の品質確保・PDCAサイクルの確立に向けた取組として、以下が掲げられた。

- i) 調査実施後に調査計画との比較を中心とした実施状況の自己点検の実施、検証結果の調査計画の見直し等への反映（点検・評価ガイドラインで対応を明示）
⇒ 令和2年10月から順次実施
- ii) 調査計画の承認審査の重点化、PDCAを前提とした承認審査
- iii) 統計監理官（品質管理の専門家等）等による第三者監査も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上（統計委員会が、統計の品質に関する要求事項、実施方針を取りまとめ）
⇒ 令和3年度から、「統計作成プロセス診断」を試行
- iv) 統計作成に関する標準マニュアル（総務省）、統計ごとの業務マニュアル（各府省）の作成
- v) 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入（統計に関する高度な能力を有する者を統計データアノリスト等として認定する仕組みの導入）
⇒ 令和元年7月から配置（内閣官房統計改革推進室に定員を措置し、各省統計幹事の下に配置）

10

建設工事受注動態統計調査事業

- 建設工事受注動態統計調査（国土交通省）は、事業者に対して建設工事の受注高等の報告を求める調査を毎月行い、その結果を取りまとめる基幹統計調査である。
- 毎月勤労統計調査事業を踏まえた取組を進めていた途上の2021年12月15日に、二重計上等の一連の不適切事案が判明。同調査で生じた不適切事案の内容は以下のとおり。

（事業のポイント）

- ① 遅れて複数月の調査票が一度に提出された際の処理として、年計等の精度を確保する観点から、遅れた月分の調査票の記入内容を提出月の調査票に合算処理していた。2013年からは、回収率の低下に対応するため、期限までに調査票が回収されなかつた事業者の受注高については、回収できた事業者の受注高に、回収率の逆数を乗じて推計する欠測値補完処理を採用した。この時、合算処理と欠測値補完処理を併存させてしまい、合算処理された過月分受注高が欠測値補完処理による増加分と重複して計上される「二重計上」を生じさせた。
- ② 2019年に、国土交通省は二重計上を認識したにもかかわらず、誤りの公表、訂正等の適切な対応を行わなかった。
- ③ 合算処理を行うに当たって、数値を書き換え、元の数値を残していくなかつたため、二重計上による誤りを遡及して訂正することが困難となつた。

11

統計の品質確保の取組（その2）

◆ 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月10日統計委員会建議）

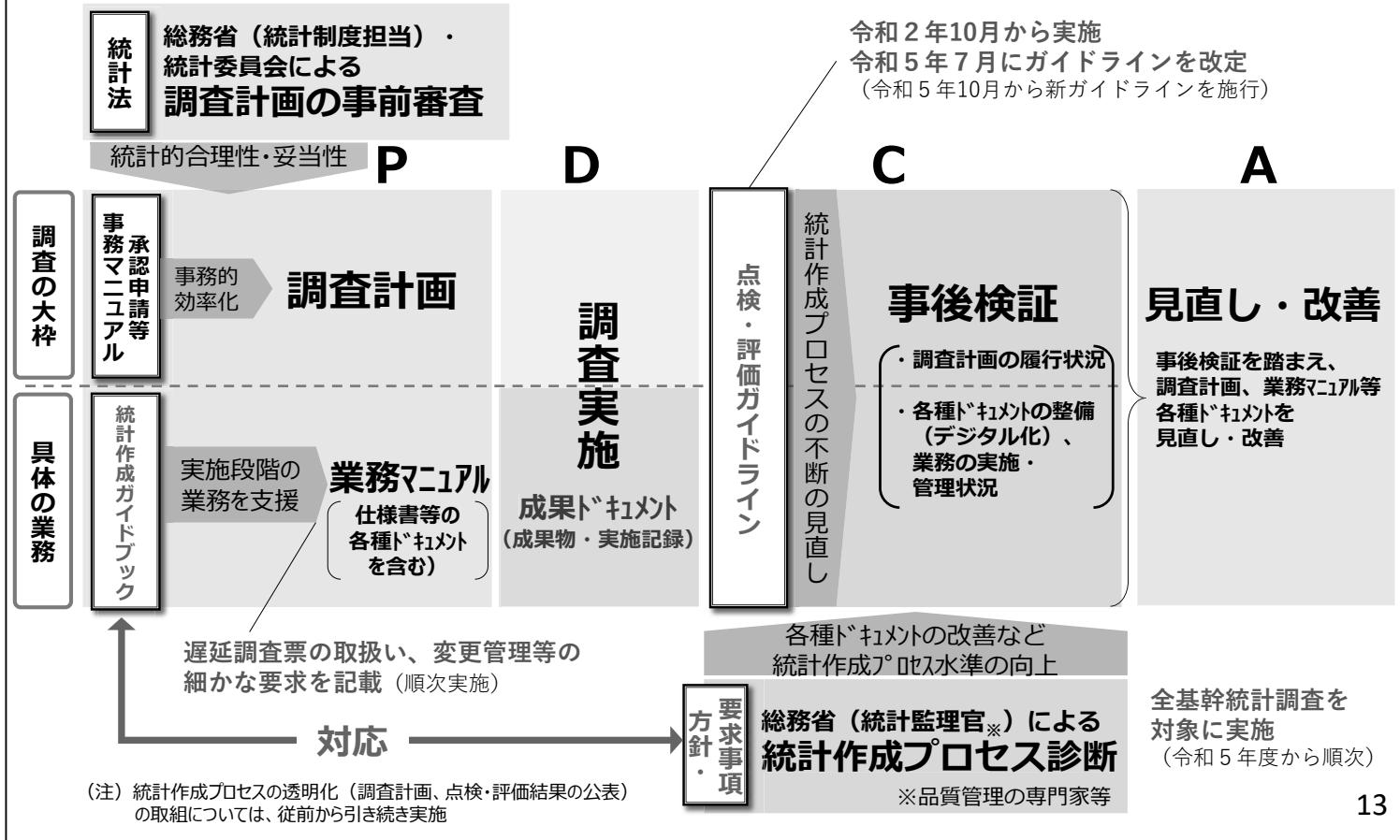
- ※ 重大事象の発生を抑止し、品質向上を図るために各府省の幹部職員が主体的に取り組むことが不可欠。このため、本建議は主に幹部職員へのメッセージとなっている。
- ※ 誤りを完全には防ぎきれないという前提に立って、社会や統計ユーザーを第一に考え速やかに公表し、必要な是正を行うとの意識を組織に浸透させることを求めている。

→ 「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）」（令和5年3月28日閣議決定）において、統計の品質確保・PDCAサイクルの確立に向けた取組として、第Ⅲ期基本計画の考え方を維持しつつ、以下のような対応が追加された。

- i) 自己点検の範囲を[調査計画]+[等] ⇒ [調査計画]+[業務マニュアル]へ拡大
⇒ 令和5年7月に点検・評価ガイドラインを改定（10月から施行）
- ii) 全ての基幹統計を対象に、統計作成プロセス診断を計画的に実施
⇒ 令和5年7月に方針（フレームワーク）及び要求事項を策定。今後、順次実施
- iii) 「遅延調査票の取扱い」、「変更管理」等を業務マニュアルに記載
- iv) 統計幹事を支える「統計品質管理官」を配置（公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう体制強化）
⇒ 令和5年4月から配置（統計データアナリスト等の資格取得者を充てるなど、人材確保・育成）
- v) 民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能の整備

12

統計の品質確保の取組（P D C Aサイクル）の全体像【今後】



13

点検・評価の取組の経緯と枠組み

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月統計委員会建議）
第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月変更、閣議決定）

< PDCAサイクルによるガバナンスの確立・品質確保に向けた取組の強化 >

- 各府省は、調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不斷に改善【令和2年度から実施】
- 統計調査の計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。【令和2年度から実施】

PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

- 上記建議及び閣議決定を踏まえ、点検・評価の実施方法（点検・評価の観点に沿ったチェックリストの利用、統計幹事の関与等）、統計作成プロセスの透明化等（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）を盛り込み策定【令和2年10月施行】※令和3年1月より、e-Statに一元的掲載ページを整備・順次掲載

公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

< PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善 >

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、令和4年度後半に事後検証（自己点検）を実施する予定となっている基幹統計調査から順次、その業務マニュアルについて、
ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか
イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
ウ) 共有の範囲や方法は適切か
といった点について確認を行い、その結果を踏まえて、業務マニュアルの充実及び内容の改定を進める

14

点検・評価ガイドラインの改定（令和5年7月）

令和4年8月統計委員会建議及び第IV期基本計画を踏まえ、令和5年7月に点検・評価ガイドラインを改定（令和5年7月28日統計行政推進会議申合せ）【10月から施行】

※ 改定に伴い、ガイドラインの名称を「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」に変更（改定前：「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」）

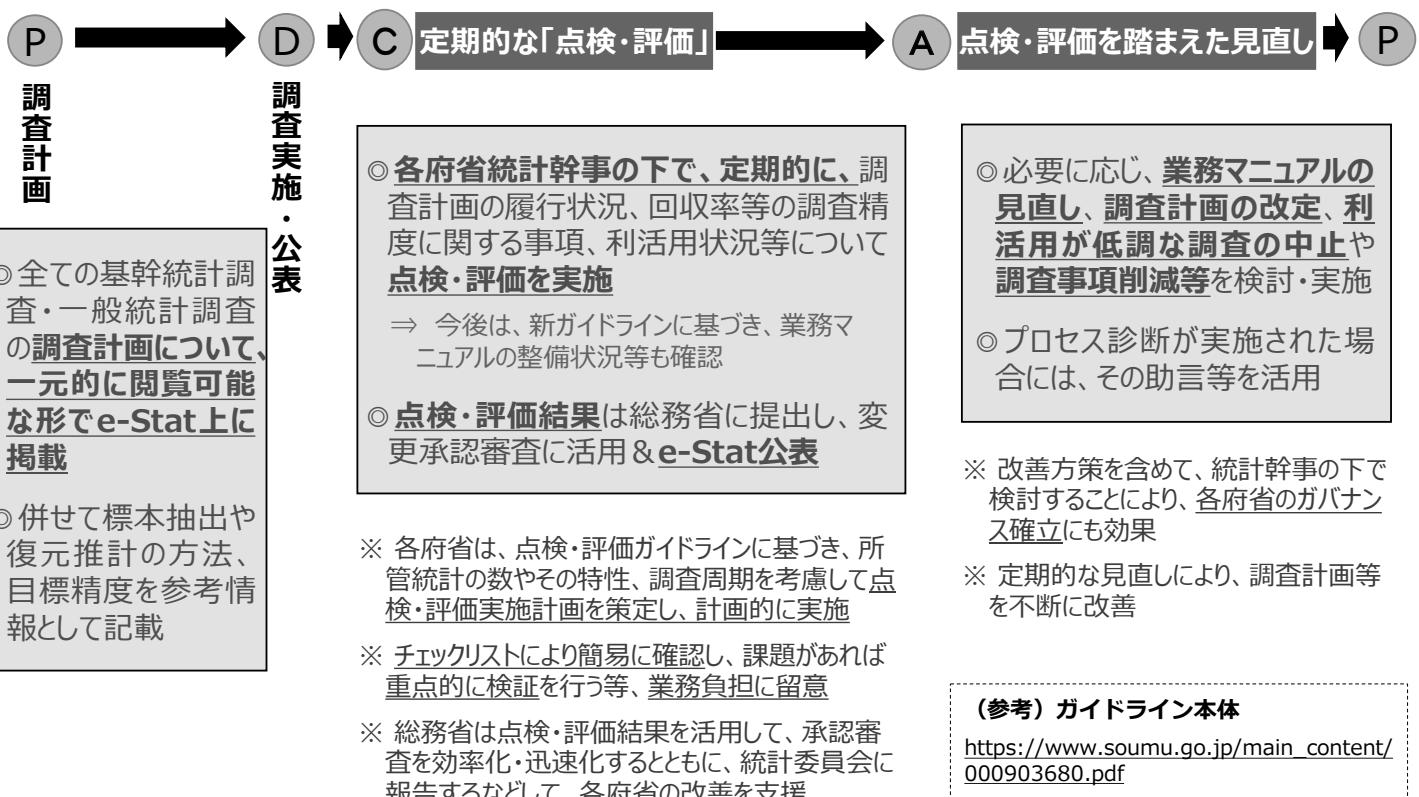
主な改定内容

- 総務省承認事項である「調査計画」に照らした実施状況の確認に加え、業務マニュアルの整備状況や、これに基づく業務遂行状況及び作成成果物等の確認が各府省において確実に実施されるよう措置
- 統計作成プロセス診断と各府省によるPDCAサイクル実施との関係を明確化（点検・評価結果を踏まえた見直し、改善の検討に当たり、プロセス診断の助言等を活用）
- 点検・評価（自己点検）において「統計作成ガイドブック」に付属するチェックリスト等を適宜活用することを明示
- 各府省によるPDCAサイクル実施の基（目的・原点）となる統計の品質（要素及び定義、品質表示事項等）について規定

（注）「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に規定されていた内容を取り込み、一体化

15

ガイドラインに基づく「点検・評価」の取組イメージ



16

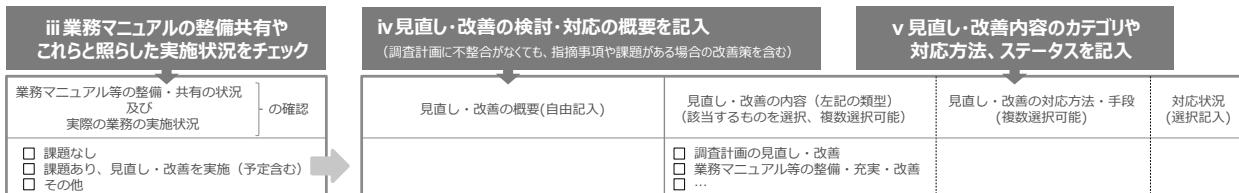
(参考) PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン (令和5年7月統計行政推進会議申合せ)

点検・評価の様式（イメージ）

■ 調査計画との整合性確保の観点



■ 統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点 ← これまでの取組から追加。統計委員会建議や第Ⅳ期基本計画を反映



■ 必要な精度の確保・向上の観点（達成精度、回収率・回答率、カバレッジなど）

vi 調査精度に関する事項の管理状況を把握

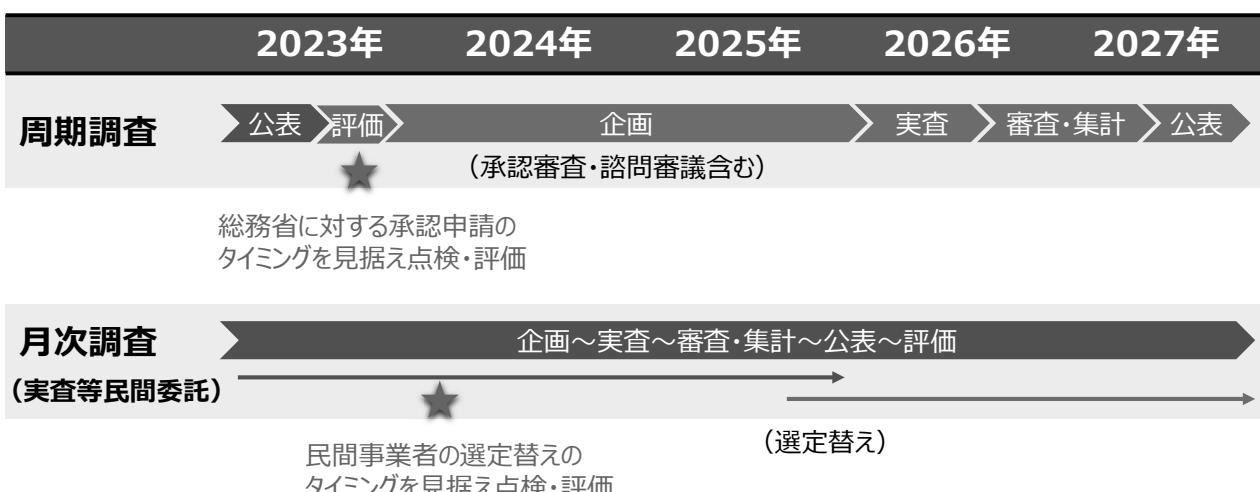
目安としている指標の設定状況		目安としている指標の具体的推移		
精度管理の目安としている指標区分 ※該当するものを選択(複数選択可)	目安としている指標の具体的な 設定内容・考え方等(自由記入。別紙も可)	目安としている指標の 設定時期(自由記入)	今回調査 (又は前回調査)	前回調査 (又は前々回調査)
□ 達成精度 □ 回収率・回答率 □ ...				

17

(参考) 点検・評価の実施時期について

- 点検・評価は、PDCAサイクルの一環として、調査周期などを踏まえ、次回調査の見直し・改善に資するよう計画的に実施することが必要
- また、民間事業者の選定替えや総務省・統計委員会の承認審査・諮詢審議のタイミングを見据えて実施することにより、実効性のある取組とすることが必要

【点検・評価の実施時期（イメージ）】



18

(参考) 点検・評価の実施状況 (令和2年度からの総数)

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数		点検・評価実施数 (令和2~4年度)			点検実施・予定数 (令和2~5年度)		
	基幹調査	一般調査	※2年6か月	基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査
内閣官房	1	-	1	0	-	0	1	-
人事院	4	-	4	0	-	0	3	-
内閣府	20	-	20	17	-	17	21	-
総務省	23	14	9	23	14	9	24	15
財務省	7	2	5	5	2	3	6	2
文部科学省	22	4	18	18	3	15	22	4
厚生労働省	76	7	69	36	8	28	59	13
農林水産省	41	7	34	75	13	62	106	18
経済産業省	24	8	16	22	8	14	29	12
国土交通省	62	9	53	42	6	36	54	8
環境省	6	-	6	5	-	5	6	-
小計	286	51	235	243	54	189	331	72
うち共管	6	2	4	4	2	2	5	3
合計	280	49	231	239	52	187	326	69

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の隨時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

(出典) 令和5年9月14日統計委員会統計作成プロセス部会資料より抜粋

19

統計作成プロセス診断について

統計作成プロセス診断とは

統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動である。

【統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）】

- **統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクル実施の更なる充実・実効性確保**を図り、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させることを目指す取組
- **統計監理官**（品質管理の実務家や研究者等の専門家、公的統計の実務経験者から総務省が任用）が、**専門的かつ客観的な立場から**、個々の統計作成プロセスにおいて実施が求められる品質の確保に必要な**「要求事項」（チェック基準）**に沿って、確認等を行う。
- 診断結果に基づき、受診府省に対し、**助言、支援等**を実施
- 診断を通じて把握された改善事例などの**好事例**については、**府省横断的に横展開**

20

統計作成プロセス診断の導入経緯 ①

令和元年12月 統計改革推進会議 統計行政新生部会「総合的対策」

統計委員会において、1年内に、「要求事項」をとりまとめ、それに基づき、各府省は、統計作成プロセスの第三者監査に着手

令和2年6月 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（閣議決定）

統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

令和2年11月 統計委員会統計作成プロセス部会に要求事項等検討タスクフォースを設置

⇒ 要求事項等について具体的な検討に着手

令和3年1月14日 第2回TF「タスクフォース運営に当たっての基本方針」

「第三者監査」は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動であり、第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった（ネガティブ）イメージではなく、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組であり、「統計作成プロセス診断」とも位置付けられる。また、統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するものである。

～ 要求事項等検討TFを中心に、要求事項（試行版）をとりまとめ

令和3年10月～4年3月 統計作成プロセス診断の試行

21

統計作成プロセス診断の導入経緯 ②

令和4年8月 統計委員会建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」

建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」を令和4年度に先行実施

業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの診断が的確に実施されるよう「要求事項」を改定。統計作成プロセス診断を全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施

令和4年11月 統計作成プロセス診断の先行実施（～令和5年6月）

[建設工事統計 及び 建築着工統計（国土交通省）]

⇒ 並行して、要求事項等検討TFにおいて、統計作成プロセス診断の「方針」及び「要求事項」について審議

令和5年6月 統計作成プロセス部会及び統計委員会にTFの審議状況を報告

（統計作成プロセス診断の「方針」（フレームワーク）及び「要求事項」の内容を了承）

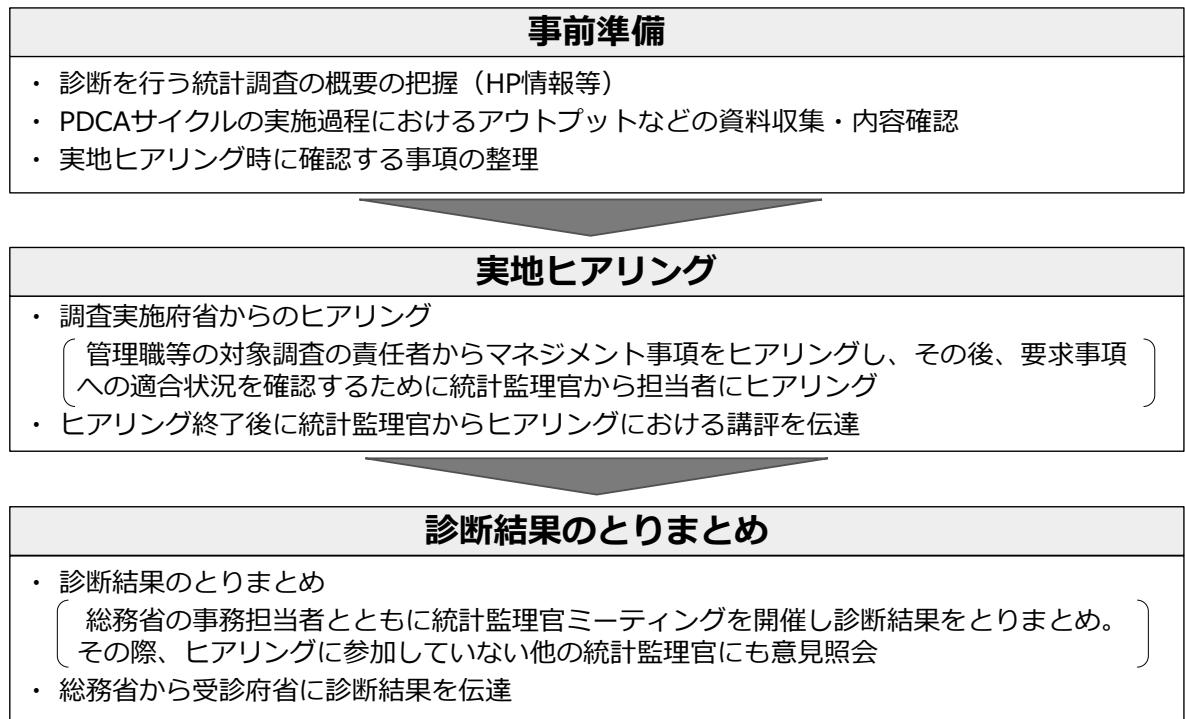
⇒ 同年7月 「方針」（フレームワーク）及び「要求事項」を正式決定

令和5年10月～ 統計作成プロセス診断の本格実施

（参考）統計作成プロセス診断の「方針」（フレームワーク）及び「要求事項」
(令和5年9月14日 第6回統計作成プロセス部会資料「参考1-2」)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000900564.pdf

22

統計作成プロセス診断の実施手順等



- 統計作成プロセス診断は、統計作成府省が点検・評価（＝C）を行い、当該点検・評価結果の決定に当たって統計幹事の了解を得るまでの間に実施することを基本に、**効果的と判断される時期に計画的に実施**
- 統計作成府省は、**点検・評価結果に、プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で**、点検・評価結果を**総務省に提出し、e-Statに掲載**

23

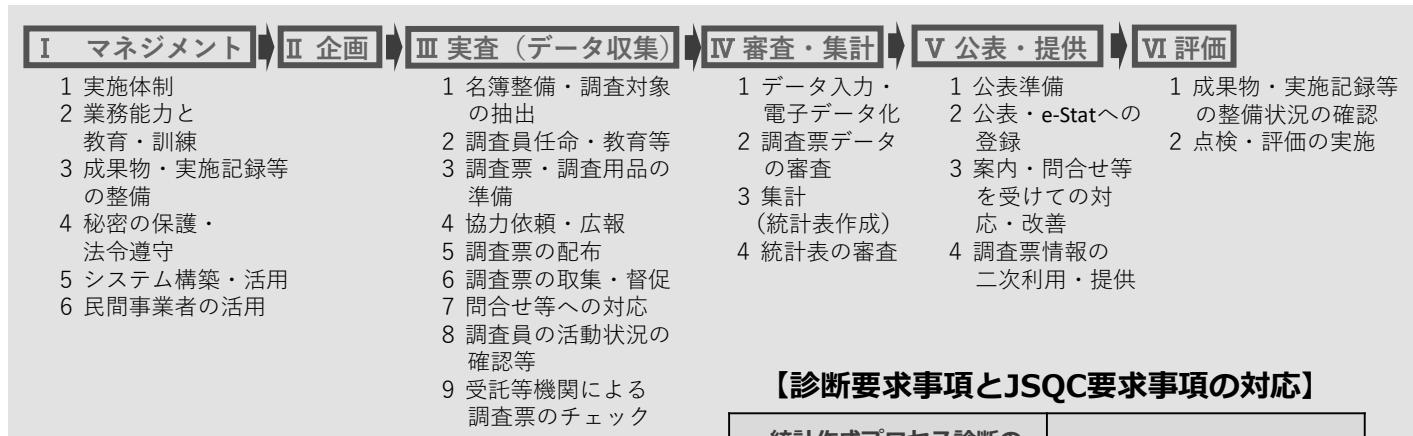
統計作成プロセス診断の「要求事項」の検討の考え方

- 第三者によるチェックに対応する、よりシンプル、客観的なものとなるよう、「手順が定められているか」「その手順に基づいて実施されているか」「実施結果や成果物が記録又は報告されているか」といった「**当たり前品質**」への適合状況を容易に確認できることを基本として検討
 - **日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス一指針と要求事項」**（JSQC要求事項）（＊）を基に、公的統計の作成プロセスの特性や、多様な作成体制等に留意しつつ検討が行われた。
（＊）ISO20252（市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析－用語及びサービス要求事項）を公的統計に適用することを目的として、日本品質管理学会において、2016年5月に制定
 - 検討に際し、**不適切事案の発生や統計委員会建議の指摘等を踏まえて**、以下のような観点に留意
 - ① **PDCAサイクルによるカバナンスの確立**
 - ② 統計作成プロセスの適正化（**ICTを活用した業務プロセスの見直し・システムを用いたエラーチェックの徹底、受託等機関への適切な指示と履行確認、業務マニュアル整備**による手順の明確化等）
 - ③ 統計の仕様・品質に関する**情報開示**（見える化等による外部検証可能性の確保）
 - ④ **誤り発生への対応**（対応ルールの策定、調査関係データの保存等）
 - ⑤ 調査実施基盤の整備（体制の確保、情報システムの適正化等）
 - 「当たり前品質」の考え方を参考に、**統計作成府省によるプロセスの管理やその仕組み自体（実施することが求められる事項）をまずは「必須」の要求事項として設定し、手順等の具体的な内容、レベル感など（実施することが望ましい事項）を「推奨」の要求事項として設定**
- ※ 「必須」要求事項：45事項、「推奨」要求事項：11事項
また、「必須」要求事項として定めることが求められる処理基準や方法・手順等の内容について、「推奨事項」として例示

24

統計作成プロセス診断の要求事項の構成

- 公的統計の作成プロセスの特性やプロセス間の関係も勘案し、「企画」→「実査（データ収集）」→「審査・集計」→「公表・提供」という基本的な統計作成プロセスに、「マネジメント」及び「評価」プロセスを加えた6つのプロセスから構成



- 統計作成プロセス診断の要求事項とJSQC要求事項と比較すると、「II企画」「V公表・提供」「VI評価」については、公的統計の役割や統計委員会の建議等を踏まえた独自の要求事項が主体（I、III、IVは、概ね整合的）

【診断要求事項とJSQC要求事項の対応】

統計作成プロセス診断の要求事項【該当要求事項数】	JSQC要求事項
I マネジメント【11】	4. マネジメントシステム
II 企画【4】	-
III 実査（データ収集）【22】	5. 調査の企画管理 6. データ収集
IV 審査・集計【11】	7. データ管理と処理
V 公表・提供【6】	-
VI 評価【2】	-

25

統計作成プロセス診断の要求事項のポイント①

I マネジメント

- 「マネジメント」プロセスには、実施体制、成果物・実施記録等の整備、秘密保護など6項目に、11の要求事項が盛り込まれている。そのうち4つが「必須」要求事項となっており、その概要は以下のとおり。
- i) 統計作成業務の責任者が、自らの品質に関するリーダーシップ及びコミットメントの下、上司への報告を行いつつ、業務の進捗管理を行える仕組みや、問題等が発見された場合にはプロセスを遡って対処することを含め、必要に応じ、指示・助言等を行える仕組みを、それぞれ構築しなければならない。
- ii) 統計作成ガイドブックを踏まえ、業務マニュアル（各種手順書等）を作成・整備し、組織として共有するとともに、同マニュアルに基づいて各段階における成果物・実施記録等を作成・保管しなければならない。
- iii) 統計法その他の統計関連法令等を踏まえ、調査票情報の管理に関し、規程（受託等機関を活用する場合の事務処理基準、仕様書等を含む）を定めるなど、仕組みを構築しなければならない。
- iv) あらかじめ定められた規程に従って、調査票情報等の管理状況を受託等機関からの報告に基づいて把握・管理しなければならない。
- これらその他、調査実施基盤の整備を図る上で必要な、統計作成業務に従事する職員に対する研修、教育・訓練等や、責任者（管理職）に対する研修の計画的な実施等について、「推奨」要求事項として盛り込まれている。
- ※ 「マネジメント」項目に関するプロセスの診断に当たっては、統計作成府省の責任者（管理職）から、ヒアリングを実施

26

統計作成プロセス診断の要求事項のポイント ②

II 企画

- 「企画」プロセスには、公的統計の品質管理における基本方針ともいえる診断要求事項として、4つの「必須」要求事項が盛り込まれている。その概要是以下のとおり。
 - i) 継続的に統計調査を行うに当たり、**点検・評価（自己点検）結果を踏まえ**、社会経済情勢の変化など必要に応じ、関連事務マニュアルに掲げられた視点・考え方等に照らして見直すことも含め、調査計画、業務マニュアル、仕様書等の変更等を行わなければならない。
 - ii) 統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更が他のプロセスに与える影響の有無を確認しなければならない。
 - iii) 新規に統計調査を行う場合、（政府共通の）関連事務マニュアルを踏まえ、調査計画、業務マニュアル、仕様書等を検討・策定しなければならない。
 - iv) 調査計画を変更又は新規に策定するに当たっては、**統計関係法令に基づく諸手続**を経るとともに、承認申請の要否について、統計幹事の属する部局課の判断を経なければならない。

※ JSQC要求事項の「企画管理」に該当する要求事項は、「III 実査（データ収集）」に一体的に整理されている。

27

統計作成プロセス診断の要求事項のポイント ③

III 実査（データ収集）

- 「実査（データ収集）」プロセスには、名簿整備、調査票の配布、取集・督促、調査票のチェックなど9項目に、22の要求事項が盛り込まれている。
- このうち20事項が「必須」要求事項であり、調査の企画管理に係る部分を含め、JSQC要求事項と概ね整合した内容となっている。すなわち、母集団名簿の整備、標本の抽出、調査票の配布・取集・督促などの一連の統計作成プロセスにおいて、
 - ・ **調査計画に基づき、方法・手順を定めなければならない**
 - ・ あらかじめ定められた方法・手順に従って、**その状況を受託等機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない**といった基本的な考え方へ沿った要求事項となっている。
- また、「原則として、回答入力時のエラーチェック機能を盛り込まなければならない」、「問合せ等により得られた情報を当該調査あるいは今後の調査の企画、実施の見直し等に反映する仕組みを構築することが望ましい」といった、**統計委員会の建議を踏まえた公的統計特有の要求事項**も盛り込まれている。

※ この他、実査プロセスは、受託等機関（地方公共団体、民間事業者等）により実施されるケースも多いため、受託等機関における確実な実施・確認を求めるための手順（仕様書）や報告等が重要であり、要求事項に、**受託等機関を活用している場合の参考要求事項を付加**（「IV 審査・集計」プロセスも同様）

28

統計作成プロセス診断の要求事項のポイント ④

IV 審査・集計

- 「審査・集計」プロセスには、データ入力・電子データ化や、データの審査、集計など4項目に、11の要求事項が盛り込まれ、そのすべてが「必須」要求事項となっている。
- これら11の要求事項についても、「実査」プロセスと同様に、
 - ・ あらかじめ調査票データの審査（修正等）に関する**処理基準・手順や、集計データ（統計表）の作成に関する方法・手順を定めなければならない**
 - ・ あらかじめ定められた方法・手順に従って、**その状況を受託等機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない**といった基本的な考え方によった要求事項となっている。
- また、「調査計画に基づき、記入済調査票（調査票原稿）を保存する仕組みを受託等機関との関係整理も含め、構築しなければならない」、「原則として機械判読可能な形式により統計表を作成しなければならない」といった、統計委員会の建議を踏まえた公的統計特有の要求事項も盛り込まれている。

29

統計作成プロセス診断の要求事項のポイント ⑤

V 公表・提供

- 「公表・提供」プロセスには、公表準備、公表・e-Statへの登録、調査票情報の二次利用など4項目に、6つの要求事項が盛り込まれている。その概要は以下のとおり。
※ i)からiv)は「必須」要求事項、v)及びvi)は「推奨」要求事項
 - i) 統計の品質表示の充実を図らなければならない。
 - ii) 標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等（母集団及び標本規模に関する情報を含む）の参考情報のe-Statへの一元的な掲載に対応しなければならない。
 - iii) 調査計画に基づき、原則として、作成した統計表をe-Statへ登録しなければならない。
 - iv) 統計数値等の誤りを発見した場合の対応方法や手順を定め、それに従って訂正情報等の速やかな公表・周知、原因分析及び再発防止策の検討・実施などの対応を行わなければならない。
 - v) 問合せ・意見等により得られた情報を、公表の充実・改善や、今後の調査の企画・実施の見直し等に反映する仕組みを構築することが望ましい。
 - vi) ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する調査票情報の種類・年次の追加等を行うことが望ましい。
- いずれも公的統計の役割・特性や、統計委員会の建議を踏まえた要求事項となっている。

VI 評価

- 「評価」プロセスには、成果物・実施記録等の整備状況の確認と、点検・評価の実施の2項目に、2つの「必須」要求事項が盛り込まれている。その概要は以下のとおり。
 - i) 業務マニュアル等に基づき、統計作成プロセスの各段階における成果物・実施記録等の作成・整備・保管の状況を定期的に確認しなければならない。
 - ii) 上記i)の成果物・記録等を活用し、点検・評価を実施するとともに、その結果のe-statへの掲載に対応しなければならない。

30

誤り発見時の対応について

- 過去、多くの統計の集計結果に誤りが発生

✓ 報告者の誤りも一定数あるが、**多くが作業等の誤りに起因**

(例) ・職員の手作業ミス・確認漏れによるもの
・プログラムミスによるもの
・委託先のミスによるもの

- “統計の品質向上は、情報をいただいた国民に対する責務”

(統計委員会「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年8月10日))



“ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、結果数値等に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、…

- ✓ 誤りの発生率をいかに低下させるか、
- ✓ 万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、

といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的”

(統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(令和元年9月30日))

31

対応ルールの策定

- 「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」(令和2年6月17日内閣官房統計改革推進室) =「誤り発見時の対応ルールのひな型」
⇒ 上記ひな型を基に、各府省において対応ルールを策定
- しかし、取組の効果が十分に現れる前に建設工事受注動態統計調査の事案が発覚
- 毎月勤労統計事案、建設工事統計事案いずれも、統計数値の誤りを認識して以降、その情報を開示するまでの間にかなりの時間を要したため、各方面に影響を及ぼすとともに、強い批判を受ける結果に



令和4年8月10日 統計委員会建議 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」

○ 統計ユーザーを第一に考えて対処

- 誤りが疑われる事案に気付いた／外部から指摘があったときは、誤りと確定していない段階から、ユーザーを第一に考えて迅速に対応。誤りが確認された場合は、速やかに公表・訂正
- 数値に誤りがなくても、公表している作成手法と異なる手法で作成されていた場合は、速やかに情報提供

○ 「エラーの発生→悪」ではなく、「エラーに速やかに対応できること→悪」との意識を組織に浸透

- 職員が誤りやその端緒に気付いたら、幹部職員まで報告が上がるような組織づくり
- 幹部職員は、部下からの情報に基づき、誤りの責任を追及する前に、ユーザーを第一に考えて迅速かつ主体的・積極的な対応

32

(参考) 公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）

別表 今後5年間（令和5～9年度）に講ずる具体的な施策（抄）

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
③ P D C A サイクル の確立に による統計 の信頼性 の確保 (1) P D C A サイクル の定着	66	○ (略) <u>改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行う</u> とともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、 <u>業務マニュアルの必要な改定</u> を行い、それに基づき、 <u>業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理</u> を行う。その際、各府省の統計幹事は、 <u>業務マニュアルの整備・更新やP D C Aサイクルの確立・定着についてリーダーシップを發揮し</u> 、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「 <u>統計作成プロセス診断</u> 」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	76	○ 各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や <u>民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図る</u> とともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、 <u>点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う</u> 。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。

